

袋井市農業委員会総会議事録

1 開会の日及び場所 令和4年10月17日(月) 午後1時30分～午後2時30分
袋井市役所 301 会議室

2 議事の構成

農業委員 16 名

出席委員	1 番	松田	明久	2 番	木野	浩之
	3 番	永井	英男	5 番	井口	喜裕
	6 番	永田	勝美	7 番	西村	淳子
	8 番	天野	智康	9 番	村松	恵美子
	10 番	荻原	克夫	11 番	鈴木	稔
	12 番	加藤	元章	14 番	渥美	敦子
	15 番	石川	智康	16 番	安間	啓一

欠席委員 4 番 石黒 正幸

3 事務局

産業部長	1 人
農政課長	1 人
参事兼農地利用係統括係長	1 人
農地利用係長	1 人
農地整備係長	1 人
農地利用係主任	1 人
農地利用係主事	1 人

4 議 事

事務局
(木根)

それでは、ただいまから 10 月の総会に入ります。
ここからの議事につきましては、会長の進行でお願い致します。

会長

それでは、ただいまから 10 月の総会を開会いたします。
最初に、日程第 1 「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人は、
総会会議規則第 18 条第 2 項の規定に基づき、「11 番 鈴木稔委員」、
「12 番 加藤元章委員」を指名いたします。

次に、日程第 2、議第 39 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議第といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

〈 事務局説明 〉

事務局
(川村)

議第 39 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」。農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定するため、農地法第 3 条の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

【1】

豊沢 []、畑、[] m²、ほか 2 筆、計 [] m²
[] から [] への所有権移転になります。

【2】

村松 []、畑、[] m²、ほか 1 筆、計 [] m²
破産者 [] 破産管財人 弁護士 []
から [] への
所有権移転になります。

【3】

岡崎 []、畑、[] m²、
[] から [] への
所有権移転になります。

以上、計 3 件、[] m²でございます。

会長

事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員の説明をお願いします。

松田委員

1 番の説明いたします。申請地は、豊沢 [] になります。
[] さんから [] さんへの茶園の所有権移転の申請になります。
[] さんは、若手後継者で 20 年程前からこの場所に茶園を借りて耕作しており、購入後も茶園を耕作する予定です。特別問題ないと思います。
ご審議よろしく願いいたします。

鈴木元治
委員

2 番の説明をいたします。申請地は、[]
[] になります。破産管財人が入っての申請となります。[] さんは
現役で農業を営んでおられて、特に問題はないと思われます。
ご審議よろしく願いいたします。

荻原委員

3 番の説明をいたします。申請地は、岡崎 [] になります。[]
[] が農業をやめるということで、[] さんに所有権移転
をするということでございます。何ら問題はありません。
ご審議よろしく願いいたします。

会長

担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

〈 質疑応答 〉

それでは、質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員による採決を行います。お諮りいたします。

議第 39 号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。

よって議第 39 号については、承認することに決しました。

次に、議第 40 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議第といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

〈 事務局説明 〉

事務局
(浜本)

議第 40 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」。農地を転用するため、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

【 1 】

土橋 []、畑、[] m²につきましては、[] が貸駐車場敷地として、転用申請するもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が 40%を超えることから、第 3 種農地に該当します。

【 2 】

岡崎 [] の一部、畑、[] m²のうち [] m²、ほか 6 筆、計 [] m²につきましては、[] が営農型太陽光発電施設敷地として、一時転用の申請をするもので、申請地は、農用地区域内農地、いわゆる「青地」農地で、原則不許可となりますが、3 年間の一時転用申請です。耕作者は、[] で、蕎麦を栽培する計画となっております。また、申請地は令和 4 年 6 月 24 日付けで農振法開発行為の許可を受けており、令和 4 年 9 月 5 日に完了しております。

以上、計 2 件、畑、[] m²でございます。

会長

事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員の説明をお願いします。

木野委員

1 番の説明をいたします。申請地は、[] になります。今回の申請は、申請者の [] さんの畑を貸駐車場として転用するもので、既に周囲は住宅地域で、南

側の道路では側溝もあり、特に問題は無いと思われます。
審議よろしく願いいたします。

荻原委員 2番の説明をいたします。申請地は、岡崎■■■■■■■■■■になります。■■■■■■■■■■が営農型の太陽光発電を設置することです。ここは■■■■■■■■■■という集落と■■■■■■■■■■地区という集落がございまして、太陽光発電施設について説明会を行いました。私がお互いのところに行って、1件の反対があっても許可しませんと言いましたが、1件の反対もございませんでした。

この区域には遺跡があるものですから、杭等で遺跡を破壊しないように厳重に注意をして、許可しました。現在申請地には、蕎麦は植えてありませんが、枝豆が植えてあります。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

会長 担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

〈 質疑応答 〉

それでは、質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員による採決を行います。お諮りいたします。

議第40号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。

よって議第40号については、承認することに決しました。

次に、議第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議第といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

〈 事務局説明 〉

事務局 (浜本) 議第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」。農地を農地以外のものにするため、農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、下記のとおりありましたので審議を求めます。

【1】

高尾■■■■■■■■■■、畑、■■■■■■■■■■㎡につきましては、■■■■■■■■■■から■■■■■■■■■■へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地

は、第二種住居地域で、第3種農地に該当します。

【2】

豊沢 []、畑、[] m^2 につきましては、[] から [] へ所有権移転を行い、貸住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

【3】

豊沢 []、畑、[] m^2 につきましては、[] から [] ほか1名へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

【4】

豊沢 []、畑、[] m^2 につきましては、[] から [] ほか2名へ所有権移転を行い、水道引込用地として転用申請されるもので、申請地は、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

【5】

豊沢 []、畑、[] m^2 につきましては、[] から [] ほか2名へ所有権贈与を行い、駐車場敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【6】

川井 []、田、[] m^2 につきましては、[] から [] ほか1名へ所有権移転を行い、資材置場敷地として転用申請されるもので、申請地は、工業地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【7】

新池 []、畑、[] m^2 、ほか1筆、計 [] m^2 につきましては、[] ほか1名から [] ほか1名へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第一種住居地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【8】

新池 []、畑、[] m^2 、ほか10筆、計 [] m^2 につきましては、[] ほか2名から [] へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第一種住居地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【9】

久能、畑、 m^2 、ほか1筆、計 m^2 につきましては、からへ使用貸借により、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、近隣商業地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【10】

堀越、田、 m^2 につきましては、から一へ所有権移転を行い、宅地分譲敷地として転用申請されるもので、申請地は、工業地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【11】

山科、田、 m^2 につきましては、からへ所有権移転を行い、宅地分譲敷地として転用申請されるもので、申請地は、工業地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【12】

国本の一部、田、 m^2 のうち m^2 につきましては、ほか2名からへ賃貸借により、資材置場敷地として転用申請されるもので、申請地は、農用地区域内農地、いわゆる青地農地に該当し、原則不許可となりますが、許可日から令和5年1月31日までの一時転用となります。

【13】

村松、畑、 m^2 につきましては、からへ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

事務局より議案の説明の前に農家レストランについて説明いたします。
令和2年3月に農振法施行規則が改正され、国が定める要件を満たす農家レストランについては農業用施設として、農用地区域内農地に設置が可能となりました。

農家レストランの設置には、農畜産物又は加工品を材料として調理されたものを提供する施設であって、材料のうち農業者自らの生産する農畜産物等及びその加工品の割合が量的又は金額的に5割以上を占めること、農家レストランとして利用する敷地面積が事業計画の規模からみて適正であること、下水道供用開始区域外において排水を浄化槽で対応する場合は、適正に放流先が確保されていること等が主な要件となっております。

【14】

深見■■■■■、田、■■■㎡につきましては、■■■■■から■■■■■ほか2名へ使用貸借により、農家レストラン兼メロン荷作場敷地として転用申請されるもので、申請地は、農用地区域内農地、いわゆる青地農地に該当し、原則不許可となりますが、申請地は令和4年8月29日付けで袋井市農家レストラン設置認定を受けており、「農業用施設」に該当します。

こちらの案件につきましては、自己の生産するメロン・米・野菜をレストランで使用しており、金額的に5割以上を占めております。また、排水につきましても、浄化槽を通じて東側の排水路へ放流しており、適正に放流先が確保されており、その他要件も満たしているため、袋井市農家レストラン設置認定がされました。

【15】

深見■■■■■、畑、■■■㎡につきましては、■■■■■から■■■■■へ使用貸借により、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、10ha以上の集团的農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当し、原則不許可となりますが、「にじみだし」の要件に該当します。

【16】

岡崎■■■■■、畑、■■■㎡、ほか1筆、計■■■㎡につきましては、■■■■■ほか1名から■■■■■へ所有権移転を行い、倉庫敷地として転用申請されるもので、申請地は、10ha以上の集团的農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当し、原則不許可となりますが、「にじみだし」の要件に該当します。

【17】

春岡一丁目■■■■■、畑、■■■㎡につきましては、■■■■■から■■■■■へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第1種低層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【18】

宇刈■■■■■、田、■■■㎡につきましては、■■■■■から■■■■■へ使用貸借により、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

【19】

長溝■■■■■、田、■■■㎡につきましては、■■■■■から■■■■■へ所有権移転を行い、建売住宅敷地として、転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【20】

松原[]、畑、[]㎡につきましては、[]から[]ほか1名へ使用貸借により、自己用住宅敷地として、転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【21】

中新田[]、田、[]㎡につきましては、[]から[]へ所有権移転を行い、資材置場・駐車場敷地として、転用申請されるもので、申請地は、10ha以上の集团的農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当し、原則不許可となりますが、「既存施設の1/2以内の拡張」の要件に該当します。

【22】

湊[]、畑、[]㎡につきましては、[]から[]へ賃貸により、豚舎敷地として、転用申請されるもので、申請地は、農用地区域内農地、いわゆる「青地」農地に該当し、原則不許可となりますが、令和4年8月24日付けで農用地区域の軽微変更がされており、「農業用施設」に該当します。

【23】

湊[]、畑、[]㎡につきましては、[]から[]へ所有権移転を行い、豚舎敷地として、転用申請されるもので、申請地は、農用地区域内農地、いわゆる「青地」農地に該当し、原則不許可となりますが、令和4年8月24日付けで農用地区域の軽微変更がされており、「農業用施設」に該当します。

以上、計23件、田、[]㎡、畑、[]㎡でございます。

会長

事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員の説明をお願いします。

松田委員

1番の説明をいたします。申請地は[]になります。[]さんから[]さんへの自己用住宅敷地のための所有権移転になります。生活排水は合併浄化槽から排水路に流す計画です。特別問題ないと思われます。

ご審議よろしく申し上げます。

続きまして2番の説明をいたします。申請地は[]になります。[]さんから[]さんへの貸住宅敷地の申請になります。[]さんは申請地を譲受後、造成し住宅を建築し、一般公募で入居者を募集する計画です。特別問題ないと思われます。

ご審議よろしく申し上げます。

続きまして 10 番の説明をいたします。申請地は堀越で、[] になります。[] さんから [] へ所有権移転をして、4 区画の宅地分譲敷地にするための許可申請です。東側は道路で南側と北側は駐車場です。こちらの案件につきましては、始末書が出ております。申請地の南側を駐車場として使用しておりますが、申請地のほうに一部侵入、使用していたということで、始末書が出されております。雨水と雑排水は、道路を横断して東側の山科排水に流す計画です。特に問題ないと思われます。

ご審議よろしく願いいたします。

続きまして 11 番の説明をいたします。申請地は山科で、[] になります。[] さんから [] へ所有権移転をして、宅地分譲敷地にするための許可申請です。西側は道路で北側と東側は住宅です。南側は農地になります。雨水は東側の水路に流します。雑排水は、山科用水を横断して、西側の既存側溝に流す計画です。特に問題ないと思います。

ご審議よろしく願いいたします。

鈴木元治
委員

12 番の一時転用の説明をいたします。場所は、[] です。護岸工事に伴う、資材置場としての一時転用で、一年程前にも同じような場所で申請がありました。そちらにつきましても、問題もなく完了していることを聞いておりますので、特に問題ないと思われます。

ご審議よろしく願いいたします。

次に 13 番の説明をいたします。場所は、村松で、[] です。[] さんがご家族で居住されておりましたが、手狭になったため、場所を探していたところ、紹介され本申請をしたということです。雨水については、申請地の西側に南北の道路に側溝がありますので、そちらに流すことになっておりますので、特に問題ないと思われます。

ご審議よろしく願いいたします。

井口委員

14 番の説明をさせていただきます。先ほど事務局から説明がありました、農家レストランの継続のための許可申請になります。場所は、[] になります。農家レストランと作業場としての申請です。農家レストランは 3 年前ぐらいからやっております、また継続されるということです。農家レストランの設置申請については、袋農利第 49 号で許可されております。

続きまして 15 番の説明をさせていただきます。場所は、[] になります。譲渡人は、[] さんから身内である [] さんへ使用貸借による自己用住宅建築のための申請です。現在は、畑となっております。

ます。周りには農地もなく、周辺への影響はないと思われます。
ご審議よろしくお願いいたします。

萩原委員 16 番の説明をいたします。場所は、[] です。実は、建物が
立っております。[] さんは大工で、作業小屋を自分で作ってしまいまし
た。そのため、始末書が付いております。排水等は問題ありません。
ご審議よろしくお願いいたします。

鈴木稔
委員 17 番の説明をいたします。場所は、[] になります。[] さ
んから [] さんへの所有権移転となります。住宅としての申請がありまし
た。周りも住宅地で、生活排水も合併浄化槽を通じ道路側の側溝へ流す計画
です。特に問題ないと思われます。
ご審議よろしくお願いいたします。

18 番の説明をいたします。申請地は、字刈で [] になりま
す。[] さんから [] さんへの使用貸借になります。住宅敷地として申請が
ありました。親の住宅の敷地の隣接した場所になります。生活排水も北側の
排水路へ流すため、問題ないと思われます。
ご審議よろしくお願いいたします。

金原委員 19 番の説明をいたします。申請地の場所は、長溝で []
[] からです。[] さんへの所有権移転です。ここは 2 軒
分の建売住宅の申請です。申請地の北側には、排水路がありまして、周りも
住宅が並んでいますので、特に問題ないと思われます。
ご審議よろしくお願いいたします。

石川委員 20 番の説明をいたします。[] さんから息子の [] さんへ自己用住宅として
使用貸借で家建てる申請です。排水は道路北側の側溝、下水は公共下水道
が来ていますので、そちらに流す予定です。周りも畑ですので問題ないと思
われます。
ご審議よろしくお願いいたします。

安間委員 21 番の説明をいたします。静岡の [] さんから掛川市の [] へ所
有権移転で、資材置場と駐車場設けるという申請がありました。この件につ
いては、問題ないと思われます。
ご審議よろしくご審議ください。

22 番の説明をいたします。22 番と 23 番は関係しているので、一緒に説明
させていただきます。こちらの案件については、始末書も付いております。

22 番は、[] さんから [] さんへの賃貸借での申請になります。[] さ
んは [] さんのお婿さんになります。

23 番は、[] さんから [] さんへの所有権移転となります。以前、安易

に豚舎を3棟立ててしまったということです。■■■さんから買ってほしいとの要望があり、今回転用していなかったことが判明しました。問題ないと思われます。

ご審議よろしくご審議願います。

会長

ありがとうございました。

担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

荻原委員

14番の案件ですが、農家レストランの申請要綱をみますと、農畜産物と加工品の販売がありますが、加工はよいのですが、自己の生産する農畜産物等もしくは自己の生産する農畜産物等加工品又はこれらを材料として調理されたものの提供のように供する施設とありますが、自己の生産する以外の物を売ることができないのですか。実際には、自分が生産する以外の物も販売したいわけです。外からもってきた物はダメということですか。

事務局
(荒浪)

まずは、自身が農家であって、ご自分で作った農作物のうち、自ら生産する農畜産物の割合が量的又は金額的に5割以上占めていることが農振法の基準でも決まっております、いずれにしてもご自分で作った農畜産物が5割以上占めていればよいこととなっております。

荻原委員

5割でなければいけないのですか。

事務局
(荒浪)

農振法の法律のなかで、農家レストランを行う場合には、従来は除外をして白地にしてからレストランをやることになっておりましたが、令和2年度に農振法の緩和がありまして、青地の中でも自ら生産する農畜産物の割合が量的又は金額的に5割以上占めていればよいことになっております。

荻原委員

販売施設を設置する場合、自ら生産する農畜産物の割合が量的又は金額的に5割以上占めているとありますが、メロンを念頭に作ってあるのですか。

事務局
(荒浪)

そうではありません。

農振法の法律、ガイドラインに基づいてそのような規定となっておりますので、この規定に基づき市の要綱を作成してあります。

荻原委員

考え直したらいかがですか。お茶を作っている人が新茶のときはよいのですが、それ以外のときに何を売のですか。

たとえば、お茶を売っている農家がシラスを売りたいというときは、できないということですか。

事務局 (荒浪)	青地のままで、レストランや施設で販売しようとする場合は、ご自分の生産物が量的、金銭的に5割を占めていれば、青地のまま行うことが出来ることになっております。
荻原委員	お茶を売っている販売施設で、外の農業者が作ったイチゴ、シラスを売ることにはできないのですか。できないのであれば採算が取れないと思います。この要綱では、出来ないですね。
会長	根本に農業振興となっていることから、よいということになりませんか。
荻原委員	農林漁業の範囲内で、自分の生産する農産物だけでは、商売にならないと思われま。メロン農家の人が今日は出荷できないので、売るのがないということになれば、商売にならないと思います。 他の人が作った農産物でも売ることができることにしていかなければいけないと思います。あまり、ここのところを厳格に捉えてしまうと、農業の振興を妨げることになってしまいますので、緩和していただくようお願いいたします。
事務局 (荒浪)	おっしゃるとおりです。 農振法では、そのようなことを踏まえて緩和されていく方向でございますが、現行の法律、ガイドラインを守っていく必要があることから、あまり逸脱しないように、農業振興を図っていきたいと思います。
荻原委員	お茶を売っている農家が、イチゴ、ダイコンも売りたい場合は、ダメなわけですね。
事務局 (荒浪)	100の内、半分の50が量的もしくは金銭的に自分が作ったものでないといけないことになっております。
荻原委員	その判定は誰がするのですか。
事務局 (荒浪)	市のほうで行います。 申請書類や聞き取りにより、法律に沿って、逸脱していないか確認いたします。
荻原委員	現在、販売をしようとしている農家はたくさんおります。そのような中で、出鼻を挫くようなことになってしまいます。もっと柔軟に対応していただきたいと思います。
事務局 (荒浪)	市としても農業振興、農業者を応援する立場にあります。 法律の中で、逸脱しないように運用していくことが大切だと思っております。

事務局 (荒浪)	現在、手元に資料がありませんので、そちらについてはまたお調べいたします。もともとは、青地の中で農業振興を図れないのかということで、特区制度が全国ででき、特区の中で何件か実例をもとに、緩和のほうに舵を切られたようですが、共同については、参考事例やガイドラインを確認してみます。 補足させていただきますが、なぜ青地でレストランに制限がされていたかということ、青地は農業振興のための農地でありますので、水道が引かれていない場合や、排水についても周辺には用水が設置されております。その中で宅地としてやるべきものが存在した場合、たとえば水道がなければ井戸水を使用する場合や、排水を出していくときに用水の中に雑排水が入ってしまって、周辺の農地に影響がないかというような縛りがある中での規制がされていることを認識しておりますので、農家レストランを超えたものを行う場合は、ある程度、にじみだしが可能となる宅地に接続されたところで、周辺の農地に影響がない中で、やっていくことが適切だと考えております。
安間委員	基本的には農家ですので、複数でやってもできると思われます。
事務局 (荒浪)	特区制度から令和2年度に法律が改正され、事例が少なくて、袋井市も先行して要綱を作ったものですから、ガイドラインを確認してお答えしたいと思います。
会長	今回の案件は、青地農地の真ん中で、このようなことが出来るということですね。 事務局、農家も知恵を出し合って儲かるようにしていただきたいと思います。
永井委員	今回の申請は、資料中の5に係る申請ということでよろしいでしょうか。
事務局 (浜本)	今回の14番深見の案件につきましては、5に該当いたします。
永井委員	3、4については今回は関係ないということによろしいですか。
事務局 (浜本)	そのとおりです。
会長	それでは、そのほかございますか。
石川委員	6番の田ですが、残りの農地は引き続き田として利用するのか、どうなっているのでしょうか。

木野委員 残りは、樹木を植えると同っております。

会長 その他ございますか。
 それでは、他に質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員による採決を行います。お諮りいたします。

議第 41 号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。
 よって議第 41 号については、承認することに決しました。

次に、日程第 3、報第 13 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について」、報第 14 号「農地法第 4 条第 1 項の許可取下げについて」。事務局から続けて報告をお願いします。

事務局 (川村) 報第 13 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について」。
 農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 68 条の規定による合意解約の通知が下記のとおりありましたので、報告します。

【 1 】
 豊沢 []、畑、[]^mほか 10 筆、合計 []^m、[]
 []、[]、耕作目的 ほか 8 件

以上、計 9 件、[]^mでございます。

事務局 (浜本) 報第 14 号「農地法第 4 条第 1 項の許可取下げについて」。
 下記のとおり取下げ願いが提出されましたので、報告します。

今回、取下げ願いが提出された土地は、村松 []、畑、[]^mになります。こちらは、平成 21 年 11 月 20 日に [] が自己用住宅敷地として転用許可を受けた場所になります。しかし、資金面で建築が困難となったため、取下げ願いが提出され、承認されました。

以上、1 件報告させていただきます。

会長 ありがとうございました。
 以上で、協議事項の日程が終了しました。

議事録署名人